

# 市・県民税の申告は3月15日(木)までに

マイナンバーの確認が必要になります!



平成30年度(平成29年中の所得に対する)市・県民税の申告受付を行います。昨年申告された方には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な方で申告書が手元にない方は、区役所税務課、総合出張所、龍田出張所など市役所各窓口で受け取ってください。各会場、混雑が予想されますので、郵送での申告にご協力をお願いします。(個人番号・本人確認書類、源泉徴収票、各種証明書など必要書類を必ず添付してください。)

## 申告が必要な方

- 平成30年1月1日現在、市内に住所がある方で平成29年中に
  - 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
  - 給与所得者でその他の収入があった方
  - 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
  - 退職し、再就職していない方(年末調整が未済で控除などの追加がある方)
  - 公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
  - 世帯の主たる人が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
  - 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給している方
  - 雇用保険のみを受給している方
  - 収入がなかった方(市内に住所がある親族の扶養となっている方を除く) など

## 申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方
- 所得が給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が本市に提出される方
- 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族の扶養となっている方

## 所得税および復興特別所得税の確定申告について

所得税および復興特別所得税の**確定申告**については、次の日程表の○印がついている会場のみで受け付けます。ただし、以下の申告については、お住まいの管轄の**税務署**(7ページ参照)での申告をお願いします。

- 確定申告で雑損控除を受ける方
- 譲渡(土地、建物、株式などの売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡された方の申告(準確定申告)をする方
- 事業(営業、農業、不動産)所得のある方で収支計算ができていない方
- 確定申告書控に受付印が必要な方
- 青色申告の方
- 平成28年分以前の申告をする方

## 申告に必要なもの

- (ア) 印鑑
- (イ) 個人番号カード
  - 【申告書には扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載欄もありますので、個人番号が確認できる書類をお持ちください】
  - ※個人番号カードをお持ちでない方は通知カードなど個人番号(マイナンバー)が確認できる書類をお持ちください。通知カードの場合は、免許証、保険証など本人確認書類も必要です。
- (ウ) 収入を証明できるもの
  - 給与収入や公的年金収入の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書 など
  - 事業収入の方は、帳簿や収支内訳書などの収入や必要経費などが確認できる書類
- (エ) 所得から控除する金額が確認できるもの
  - 国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの領収書または支払証明書(確認書)
  - 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類、補てん金(高額医療・医療保険など)が確認できる書類
  - ※熊本市国保・後期高齢者などの加入者は、平成29年分の医療費通知は使えません。
  - 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 など
  - 寄附金税額控除を受ける方は寄附金の領収書
- (オ) 国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類
- (カ) 昨年度雑損控除の適用を受けられた方のうち、本年度に繰り越した損失額がある方は、繰越金額がわかるもの
- (キ) 昨年の申告書や収支内訳書の控 など

## 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方

医療費控除の特例を受ける場合、特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の領収書と合わせて、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行っていることを証明する書類が必要です。(結果部分を黒塗りなどした写しでも可)

- (例) 人間ドックや定期健康診断などの各種健診(検診)の領収書または結果通知表、インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収書、予防接種済証 など

## 市・県民税の申告受付日程表

※下記の申告受付を行う期間は区役所窓口での申告受付はできません。  
※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受付はできません。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	中央区役所 2階	碩台	2月20日(火)	午前9時~11時半 午後1時~5時
			向山	2月21日(水)	
			託麻原	2月22日(木)	
			白山	2月23日(金)	
			本荘	2月26日(月)	
			黒髪	2月27日(火)	
			春竹	2月28日(水)	
			慶徳	3月1日(木)	
			一新	3月2日(金)	
			白川	3月5日(月)	
			五福、城東	3月6日(火)	
			壺川	3月7日(水)	
			大江	3月8日(木)	
			出水	3月9日(金)	
			出水南	3月12日(月)	
			砂取	3月13日(火)	
			帯山	3月14日(水)	
帯山西	3月15日(木)				
※駐車場には限りがあり有料となります。周辺の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。					
東区	○	託麻まちづくりセンター(託麻総合出張所)	託麻西、託麻東	2月13日(火)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			託麻南、託麻北	2月14日(水)	
			秋津	2月19日(月)	
	×	東区役所 1階税務課	若葉	2月20日(火)	午前9時~正午 午後1時~5時
			桜木	2月21日(水)	
			桜木東	2月22日(木)	
			泉ヶ丘	2月23日(金)	
			山ノ内	2月26日(月)	
			西原	2月27日(火)	
			東町	2月28日(水)	
			長嶺	3月1日(木)	
			尾ノ上	3月2日(金)	
			月出	3月5日(月)	
健軍東	3月6日(火)				
健軍	3月7日(水)、8日(木)				
画図	3月9日(金)、12日(月)				
西	×	芳野分室	芳野、河内	2月21日(水)	午前9時半~11時
			河内(河内、白浜地域)	2月22日(木)	
	○	河内まちづくりセンター(河内公民館)	河内(船津地域)、芳野	2月23日(金)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			松尾東、松尾西、松尾北、池上	2月26日(月)	
			小島、中島、古町	2月27日(火)	
			城山、高橋	2月28日(水)	
			春日、鮑田東、鮑田西、鮑田南	3月1日(木)	
×	花園まちづくりセンター(旧花園総合出張所)	池田	3月7日(水)	午前9時半~11時 午後1時~3時半	
		花園、城西	3月8日(木)		

市・県民税申告について、詳しくは、中央税務課(☎096-328-2181)、東税務課(☎096-367-9138)、西税務課(☎096-329-1174)、南税務課(☎096-357-4143)、北税務課(☎096-272-1114)へ。

※税務署(確定申告)と各区税務課(市・県民税申告)への電話のお掛け間違いにご注意ください。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
南区	○	幸田まちづくりセンター(幸田総合出張所)	田迎、田迎西	2月1日(木)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			田迎南、御幸	2月2日(金)	
	○	南部まちづくりセンター(旧南部出張所)	日吉、力合、力合西	2月5日(月)	
			川尻、城南、日吉東	2月6日(火)	
	○	城南まちづくりセンター(城南総合出張所)	中宮地、才木、六田、本町、島田	2月13日(火)	
			金屋町、下宮地、二ノ町、萱木、城南団地、一ノ町	2月14日(水)	
			上宮地、旭町、阿高、藤山	2月15日(木)	
			舞原、栄町、南藤山、鰐瀬	2月16日(金)	
			陳内、土鹿野、旭が丘団地、尾窪、塚原	2月19日(月)	
			沈目、さんさん、東阿高、出水	2月20日(火)	
東阿高団地、坂本、吉野、平野、碓			2月21日(水)		
赤見、築地、今、高			2月22日(木)		
千原、永、薮町、丹生宮			2月23日(金)		
杉島、御船手、小岩瀬、国町、鳥場			2月26日(月)		
○	南区役所 3階会議室	榎津、廻江、清藤、新	2月27日(火)		
		木原、田尻、西田尻、古閑	2月28日(水)		
		平原、南田尻、志々水	3月1日(木)		
×	天明まちづくりセンター(天明総合出張所)	銭塘、川口	3月6日(火)		
		奥古閑、中緑	3月7日(水)		
		鮑田西、鮑田南	3月8日(木)		
×	鮑田まちづくりセンター(旧鮑田総合出張所)	鮑田東	3月9日(金)		
		※鮑田・天明地区の確定申告受付は3月1日(木)~2日(金)に西部公民館で行います。			
		北	○	龍田まちづくりセンター(龍田出張所)	榎木、武蔵
龍田	1月30日(火)				
楠、弓削	1月31日(水)				
○	清水まちづくりセンター(清水総合出張所)		清水	2月7日(水)	
			麻生田、城北	2月8日(木)	
○	北部まちづくりセンター(旧北部総合出張所)		高平台	2月9日(金)	
			川上	2月14日(水)	
			西里	2月15日(木)	
			北部東	2月16日(金)	
			山本	2月20日(火)	
○	北区役所 2階会議室	植木	2月21日(水)		
		吉松	2月22日(木)		
		田底	2月23日(金)		
		大和	2月26日(月)		
		田原	2月27日(火)		
		桜井	2月28日(水)		
		山東	3月1日(木)		
		菱形	3月2日(金)		

●できるだけ指定された日にお越しください。ただし、ご都合が悪い場合は対象校区(地区)以外の会場でも申告できます。●例年、午前中は大変混み合います。比較的、午後の方が混み合いませんので、ご協力をお願いします。●駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。●状況によっては早めに受付を開始することもありますので、あらかじめご了承ください。●医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しください。

●所得税および復興特別所得税の確定申告について、詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねいただくか、熊本国税局のホームページをご覧ください。熊本市西税務署(☎096-355-1181)熊本市東税務署(☎096-369-5566)※音声ガイダンスに従い番号を選択してください。